平成28年10月26日 生活支援コーデネータースキルアップ等支援 事前説明会

生活支援コーディネーターと協議体の進展のために

改正介護保険・どこから取り組むか?

認定NPO法人市民福祉団体全国協議会(市民協)

市民協とは

- ・認定NPO法人市民福祉団体全国協議会(市民協)は、全国の福祉系市 民団体が、より一層社会に貢献していくためのネットワーク組織です。
- ・私たちの活動の基本は、人が人生の最後まで、あるいは、どのような状況になろうとも人間らしい生活ができる社会を作り上げる先頭に立つことです。このために、介護保険制度などの福祉制度だけではなく、助けあい活動(ボランティア、インフォーマルサービス)を作り上げなければなりません。

市民協は、この活動を推進し、「優しい福祉のある地域社会」(自宅・地域で死ねる社会)を目指していきます。

改正介護保険の趣旨

これまでの介護保険

- ①介護認定→ケアマネジメント
- ②事業者の派遣→契約と報酬
- ③給付
- ④自治体は以上を監視・監督





新しい介護保険

- ②サービスAとC 同左 BとD→ボランティアによるサー ビス→<u>自発性・創造性</u>
- ③事業 地域支援事業・生活支援総合事業 事業主体:自治体
- ④自治体はプレイヤー(エリアマネジメントの責任団体)



自治体(主役)の新しい役割

- ・ <u>既存組織(自治会等)の活性化</u> → 見守り、通いの場の創設・運営などの活動の実施促進
- ・ ボランティア団体の新しい創生
 - ①社会的資源の調査
 - ②軽度者のニーズ調査(生活支援コーディネーターとの協働作業)
 - ③足りないサービスの確定(圧倒的に不足)上と同じ
 - ④ボランティア(個人)とボランティア団体の育成(上と同じ)
 - ⑤ボランティア団体、NPOのネットワーク形成(上と同じ)

試算:10万人の人口の市⇒シュミレーション

- ・ 要支援1、2は計約1200人
- 高齢化率25%程度
- ・ このレベルの市での初年度についての大雑把な予測

サービスA の利用者数 50% 600人

サービスB

45% 540人

サービスC

5% 60人

サービスD 20% 120人 → サービスBに含む

以上に対して、どのように対応措置をすればよいか。考えられるのは サービスA+C 既存事業者への依頼(この制度の縮小、改廃に留意)→サービスAへの参加 事業者(訪問介護5割以下、デイ3割以下 毎日新聞調べ)

サービスB+D ボランティア、NPO、自治会、シルバー人材センター、その他への依頼 サービスB+Dへの当面の対応。要支援者1人に3人程度のボランティアが必要、

 540×3 人 = 1620人

ボランティア団体の平均人数を20人とすると 1620人÷20人≒80団体、

既存団体がある場合は、その分を引く。20団体あると想定した場合、60団体が必要。

サービスDをどうするか?

- ・ 生活支援事業の中で移動サービスは必須、ますます需要が高まる。
 - ≪理由≫後期高齢者増、1人暮らしの人が孤立しない施策には移動が重要、
 - これを無視する自治体は多くの孤立死を抱えることになる。1週間に2回、3時間を目標
- ・ サービスBにサービスD(移動)を組み込む⇒千葉県松戸市の方式

【このサービス提供量の計算式】

{人口×高齢化率×10%(移動困難者)×2回(1回3時間)×50週}÷(50週×2回)= 移動ボランティア週1回活動者の数

- 人口10万人、高齢化率が25%の市 週1回移動ボランティアの活動者数はどのくらいか {100,000×0.25×0.1×2×50}÷(50×2)=2500人
- ・ これだけの人数が必要ですが、最初は移動希望者数が少ないことや、1人が週1回ではなく2回から5回程度やってくれる場合があるため、600人程度のボランティア数、例えば1団体20人のボランティアであれば、約30団体と想定すればよい。

ボランティア団体をどう作るか?

☆既存団体の活性化

どの市にもボランティア団体がゼロというところはない。自治体側では「わが市にはボランティア団体がない」という場合がある。これは市側が知らないだけで、しっかりした体制であるかどうかは別として必ずある。その団体が活性化していないのはマネジメント力が弱いのであって、それは補強できる。

また、どこにも〇〇市民協働センター、〇〇NPO活動支援センターや〇〇社会福祉協議会といった中間支援団体がある。

- これらのミッション(社会的使命)として、ボランティア団体の創生・育成を必ず 掲げている。これらの団体には第1層の協議体メンバーに参画が必要。
- 第2層の協議体や生活支援コーディネータールートの活用。10万人規模の市では、5つ前後の2層の協議体と5人前後の生活支援コーディネーターを置く。協議体単位にボランティア団体をつくっていくこと。
- ・ 高崎市や大分県国東市では、第2層の協議体づくりとその地域における助け合い・支え合いの仕組みづくり、ボランティア団体設立を並行して行っている。

第2層の協議体と生活支援コーディネーター

自治会、民生委員、ボランティア団体、NPO+有志などで第2層の「協議体」(懇談会でもよい)を構成。

下記の認識の共有化を進めていく。

- ア. 地域実態を知る
- イ. 制度変化について、住民・市民の理解の促進
- ウ. 通いの場・サロンなどの形成の必要性を認識し、活動への参加を 求める ⇒ 実行委員会 or 運営委員会の設置 ⇒ 恒常的な組織へ

ただし、市によっては生活支援コーディネーターに新人を配置する場合があり、この場合、市の選定基準の良し悪しを検討。⇒ 選定した生活支援コーディネーターの研修が必要の場合がある。

研修会を通じたボランティアづくり

≪地域範囲を限定≫

活動範囲を限定する必要。参加者がわかる地域、こうすると参加率向上。

≪カリキュラム≫

- ア. 少子高齢化の現状、改正介護保険のポイント
- イ. 地域の現状の把握、制度変更により地域はどう変化するか
- ウ. 必要なニーズと提供体制
- エ. ボランティア団体のつくり方と運営
- オ. 食事や移動についての専門知識(足りないサービスに重点)
- カ. 住民・市民主体、自分たちは何をすべきかについてのグループワーク

≪行政サイドの支援体制づくり≫

- 修了生の中の意欲的な人中心に、実行委員会・運営委員会を設置して、そこがグループ・団体づくりを進めていく。
 - ア. フォローアップ 市は必ずアフターフォローを行う。
 - イ. 啓発・普及のためのツールの作成と広報 パンフレットやテキストをつくる必要性も出てくる。

総がかりで生活圏域のボランティア団体をつくっていくことが大切。 3年後には新規に60団体が創設され、既存の20団体と合わせれば80団体間のネットワーク形成も可能。

協議体と生活支援コーディネーター

①第1層と第2層の「協議体」について 第1層は必置、第2層については人口数が少ない自治体では設置しなくてもよい。

第1層の協議体はできるだけ早く設置し、市役所内担当部署と協議を重ねます。 なお、協議体メンバーは、これまでの「あて職」だけではなく、ボランティア団体やNPOなどを含むことは大前提となる。

- ②生活支援コーディネーターについて 第1層、第2層も必置。
- ・ 生活支援コーディネーターの選定にあたっては、社協や地域包括に丸投げせずに、地域社会の中から適任者を選び出すことは当然のこと。

・ 《参考》『サブテキスト 生活支援コーディネーター』(市民協発行、@500円)

・自治体が主役

☆「革命的」改革(元厚労省事務次官辻哲夫)☆「住民を巻き込まないと成り立たない」(田中滋 慶応大学名誉教授)

⇒首長を先頭に立てる